

◎新潟県告示第1180号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所  
刈谷田川漁業協同組合  
長岡市滝の下町4-35
- 2 漁業権の免許番号  
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後						変更前					
(釣堀的漁場)						(釣堀的漁場)					
第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。						第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。					
名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流魚種名	漁具方法	遊漁料	名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流魚種名	漁具方法	遊漁料
(略)	(略)	<u>令和4年1月1日</u> から <u>令和4年12月31日</u> までの期間	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>令和3年1月1日</u> から <u>令和3年12月31日</u> までの期間	(略)	(略)	(略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日